

令和5年度 座間市中学校給食（選択式）調理等業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、令和5年度 座間市中学校給食（選択式）調理等業務委託を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、候補事業者を特定するために必要な事項を定めるとする。

2 業務の概要

(1) 件名

令和5年度 座間市中学校給食（選択式）調理等業務委託

(2) 目的

「座間市中学校給食（選択式）事業実施要領」に基づき、座間市立中学校で完全給食を実施するに当たり、栄養バランスのとれた安全・安心な給食を弁当併用デリバリー給食で提供することを目的とする。

(3) 契約期間

契約締結日から令和10年7月31日（月）まで

(4) 業務内容

別添資料1「令和5年度 座間市中学校給食（選択式）調理等業務委託（単価契約）仕様書」のとおり

3 予算限度額（消費税及び地方消費税を含む。）

315,709,000円

上記金額は、令和5年度～令和10年度（5箇年分）の総額。

4 参加資格要件

次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) かながわ電子入札登録業者台帳に営業種目「給食業務委託」で登録されている者であること。
- (2) 中学校給食の対象校に1時間程度で配食できる場所に調理施設があること（予定を含む。）。
- (3) 学校給食又は特定の人を対象とする集団給食の委託業務について、過去2年以内に契約実績を有すること。
- (4) 食品衛生法第55条に規定する「営業許可」を保健所から受けていること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (6) 座間市競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱に該当しない者。
- (7) 法人税（個人にあつては所得税）、消費税、地方消費税、事業税若しくは県民税又は市内に

事務所若しくは事業所を有している者にあつては、市民税、県民税、固定資産税若しくは都市計画税を滞納していない者。

- (8) 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められ、適正な契約の履行が確保される者。
- (9) 座間市暴力団排除条例(平成23年座間市条例第24号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められない者。
- (10) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項の規定に違反していない者。

5 説明会

本プロポーザルに関して説明会は実施しない。

6 参加表明手続

(1) 提出書類及び提出部数

提出書類	部数	備考
① プロポーザル方式参加表明書 (様式1)	正本1部	
② 誓約書(様式2)	正本1部	
③ 会社概要(様式3)	正本1部	欄内に記入しきれない場合は、別紙での提出も可。 以下の書類を添付すること。 ①前年度の法人事業税の納税証明書 ※都道府県で発行されたもので、最新の事業年度の記載内容であるもの。ただし、納税証明書に記載されている未納額が0であるものに限る。写し可 ②前年度の法人税及び消費税並びに地方消費税の記載がある納税証明書(その1) ※税務署で発行されたもので、最新の事業年度の記載内容であるもの。ただし、納税証明書に記載されている未納額が0であるものに限る。写し可 ③市税完納証明書(写し可)
④ 業務実績確認書(様式4)	正本1部	①学校給食又は特定の人を対象とする集団給食の委託業務について、過去2年以内の契約実績を記入すること。 ②契約実績を確認できる契約書の写しを添付すること。
⑤ 営業許可書(写し)	正本1部	

(2) 提出先

座間市教育部就学支援課保健給食係

〒252-8566 神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

(3) 提出方法

座間市教育部就学支援課保健給食係に持参すること。

(4) 提出期限

令和5年4月12日(水)午後5時15分まで

(5) 参加資格要件の確認結果

提出された参加表明書等を「4 参加資格要件」に沿って確認し、プロポーザル方式参加資格確認結果通知書を送付する（令和5年4月14日（金）までにメールで通知予定）。

7 提案書の受付

参加資格要件の確認の結果、参加資格を有すると認められた者から、次の提案書を受け付ける。

(1) 提出書類

種類	備考
① 提案書表紙（様式5）	(1) 代表者印を押印すること。
② 提案書（様式6）	(1) 副本には、会社名及び会社名を推測できる記載をしないこと。
③ 添付図面・写真	(1) 図面 ア 調理施設及び設備の配置平面図(室名、設備名を明記すること。大きさはA3版) イ 図面は折りたたみA4縦に揃えること。 ウ 図面には食材及び食器の搬入経路、従業員の入退室経路を明記すること。 エ 副本用には、会社名及び会社名を推測できる記載（役員名等）をしないこと。 (2) 写真 ア 施設内外の主な部分を撮影した写真をA4版縦の用紙に、適宜、必要な枚数を貼り付けること。 イ 副本用には、会社名及び会社名を推測できる記載をしないこと。
④ 見積書（様式7）	(1) 正本のみ代表者印を押印すること (2) 見積金額に消費税額及び地方消費税額を加えた金額が、1ページの「3 予算限度額」を超える場合は、失格となるので注意すること。

(2) 提出部数

- ① 提案書表紙（様式5） 正本1部
- ② 提案書（様式6） 正本1部 副本7部
- ③ 添付図面・写真 正本1部 副本7部
- ④ 見積書（様式7） 正本1部 副本7部

※ 提案者名等は正本のみ記載とし、副本には提案者名、個人名、住所、ロゴマーク等の提案者が特定できる表示を記載しないこと。

(3) 提案書作成上の留意点

ア 「(1) 提出書類」の①～④の書類について、数字の若い順にファイル等で1部毎にファイリングすること。

イ 正本の表紙のみ「公募型プロポーザル提案書」のタイトルと法人等団体の名称を記載すること。その他の副本7部は審査資料とするため、団体名又は応募者を特定できる表現は記載しないこと。

ウ 提案書中に団体名又は応募者を特定できる表現は記載しないこと。

(4) 提出先

座間市教育部就学支援課保健給食係

〒252-8566 神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

(5) 提出方法

座間市教育部就学支援課保健給食係に持参すること。

(6) 提出期間

令和5年4月14日（金）から令和5年4月24日（月）午後5時15分まで（市役所の閉庁日を除く）

8 提案書に関する質問と回答

提案書の作成にあたっての質問は電子メールのみで受け付ける。なお、メール送信後、座間市教育部就学支援課保健給食係に送信確認の電話をすること。

(1) 提出書類

質問票（様式8）

(2) 質問受付期間

令和5年4月14日（金）から令和5年4月20日（木）午後5時15分まで

(3) E-mail

gakkou@city.zama.kanagawa.jp

(4) 回答

市ホームページに随時掲載する。

(5) 連絡先

座間市教育部就学支援課保健給食係

電話 046-252-8749（直通）

9 調理施設等の視察

選考にあたり、本市職員が調理施設等を視察し、選定委員会に報告する。

(1) 実施日程

令和5年4月26日（水）、27日（木）に実施予定

(2) 留意事項

現地内の衛生管理のため、必要な白衣等を視察人数分用意すること。

10 プレゼンテーションの実施

提案者のプレゼンテーションを次のとおり実施する。

(1) 日時

令和5年5月1日（月）から5月12日（金）までの間に実施予定。時間は別途通知する。

(2) 場所

別途通知する。

(3) 人数

4名以内。なお、会社名を表示した衣類やバッジ等、会社名を特定できるものは身に着けないこと。

(4) 時間 45分以内（準備等5分、説明15分、試食15分、質疑応答10分）

(5) 方法

ア 説明は、原則として提案書等に記載した内容に沿って行うこと。なお、説明及び質疑への回答は、契約を履行する際に業務責任者となる予定者が行うこと。

イ 試食のため給食サンプル（7食）をプレゼンテーション当日に用意すること。また、サンプルの献立表、栄養価等資料、アレルギー表示を併せて提出すること（サンプルの原材料費は270円(消費税込)程度）。

なお、ランチボックスについては、提案書の提出時に本市が貸し出すこととする。

(6) 設備等

プレゼンテーションに当たり必要とする機器があるときは提案者が用意すること。なお、スクリーン及び電源は本市で会場内に準備する。

(7) その他

ア 提案者が5者以上になった場合は、選定委員会において、あらかじめ提案書について事前評価を行い、上位4者がプレゼンテーションを実施するものとする。この場合において、プレゼンテーションを実施しない者は、参加資格を喪失したものとみなす。

イ 企画提案の応募が1者であった場合でも選考を行うものとする。

ウ プレゼンテーション及びヒアリングにおいて、提案者が特定可能となるような表現をしないこと。

11 評価及び結果通知

(1) 評価者

提案者の審査を厳正かつ公正に行うため、令和5年度座間市中学校給食（選択式）調理等業務委託業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し、評価を行う。

(2) 評価方法

次に定める評価基準に基づき、提案内容（調理施設等視察やプレゼンテーションにおける説明等を含む）を評価し、採点する。評価の結果、最も評価点数が高い者を特定者とし、最優先契約交渉権者とする。

また、2番目に評価が高い者を次点交渉権者とする。

(3) 評価基準

次の評価基準に従い、評価する。

審査	項目	配点
1 取り組み姿勢・契約実績	<ul style="list-style-type: none">・本業務への取り組み姿勢・他の地方公共団体との契約実績	30点
2 給食調理体制・衛生管理体制等	<ul style="list-style-type: none">・給食調理体制・衛生管理体制・配送体制・危機管理体制・調理員等の育成・米飯の保温について・独自の提案	90点
3 コスト	<ul style="list-style-type: none">・見積金額	30点
4 調理施設視察	<ul style="list-style-type: none">・衛生管理体制・設備	50点
5 試食審査	<ul style="list-style-type: none">・見た目・味・食べやすさ・米飯の温度・提供に係る工夫	100点
合計		300点

(4) 評価における留意事項

ア 最高得点を取得した提案者が2者以上となった場合は、提示された見積額がより廉価な提案者を最優先契約交渉権者とする。

イ 選定委員の採点の合計点が満点に対し60%に満たない場合は、交渉権者として特定しない。

(5) 結果通知

提案者に対して、令和5年5月17日（水）までにプロポーザル方式提案書等評価結果通知書により通知する。

(6) 結果の公表

評価結果は、本市ホームページで公表する。

12 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 「4 参加資格要件」を満たさなくなったとき。
- (2) 市に提出した書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 本プロポーザルの公平性に影響を与える行為があったとき。
- (4) 提案書類中の見積書に関して、本市の上限額を超える見積金額を提出した場合。

13 契約に関する事項

(1) 契約の手順

最優先交渉権を持つ事業者は本市と詳細協議を行い、その結果、双方が合意した場合に限り、合意した内容で契約を締結する。

(2) 契約の時期

令和5年5月下旬（予定）

(3) 契約の概要

事業者が遂行すべき中学校給食(選択式)調理等に関する業務内容や支払方法等を定める。

また、本市と事業者の役割と責任及び遵守事項を明確化し、相互の確認事項や方法及び時期等について明記する。

(4) 契約締結前に事業の継続が困難となった場合における措置

ア 本事業提案書と事業計画書の内容が大きく乖離した場合など、最優先交渉権を持つ事業者の責により契約できない場合は、本市に対してそれまでに要した費用を請求できないものとする。

イ 本市の指示により事業が中止された場合は、事業者は本業務のために既に負担した金額を上限に、本市と協議のうえ合意した金額を請求できるものとする。

14 その他

- (1) 本件の参加にかかる費用については、全て参加者の負担とする。
また、提案書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法律に基づいて保護される、第三者の権利の対象となっている業務の手法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じうる責任は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提案書は1者1提案までとし、提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。
- (3) 本件の参加において、企業連合といった2社（者）以上の事業者で構成される事業体での参加は受け付けない。
- (4) 受託者は委託業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。
また、業務の一部を他人に請け負わせるときには、食品衛生及び公衆衛生に関する法令並びに厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び文部科学省「学校給食衛生管理基準」、「座間市中学校給食(選択式)調理等業務委託衛生管理基準」を遵守できるものに対してのみ、再委託をすることができる。
- (5) 現在、本市の中学校給食を担う予定の調理施設・設備・運搬車両がない場合は、市が指定する期限までに提出書類のとおり整備等を完了すること。完了見込みがないと認められる場合には、契約を解除する。
- (6) 提出資料のほか、追加資料を求められた場合には提出すること。
- (7) 審査結果等についての不服及び異議申し立ては一切認めない。
- (8) 提出された書類は返却しない。
- (9) 市は、提出された書類について、座間市情報公開条例（平成16年座間市条例第17号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することがある。
- (10) 市は、提出された書類について、提出した者に無断で本プロポーザルの目的以外に使用しない。

15 全体のスケジュール

内容	期間等
募集告知開始	令和5年3月29日（水）から
プロポーザル方式参加表明 手続締切	令和5年4月12日（水）午後5時15分まで
確認結果通知書発送（メールにて送付予定）	令和5年4月14日（金）
質問書受付期間	令和5年4月14日（金）から 令和5年4月20日（木）午後5時15分まで
提案書提出期間	令和5年4月14日（金）から 令和5年4月24日（月）午後5時15分まで
調理施設等の視察	令和5年4月26日（水）、27日（木）に実施予定
プレゼンテーション	令和5年5月1日（月）から 令和5年5月12日（金）までの期間に実施予定
選定結果の通知	令和5年5月17日（水）までに通知予定
契約事務手続	令和5年5月下旬

※ 期日はすべて予定となるため、変更する場合は市ホームページで周知する。

※ 質問については参加する事業者に限定する。

16 資料・様式

(1) 資料

資料1 座間市中学校給食（選択式）調理等業務委託仕様書

資料2 座間市中学校給食（選択式）調理等業務委託衛生管理基準

(2) 様式

様式1 プロポーザル参加表明書

様式2 誓約書

様式3 会社概要

様式4 業務実績確認書

様式5 提案書表紙

様式6 提案書

様式7 見積書

様式8 質問票